

組 合 公 報

令和 4 年 1 2 月 1 日
富山市下野 9 9 5 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 8 号	富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について …	1
公告第 9 号	富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について …	5
公告第 10 号	役員の退職について ……………	8

公告第 8 号

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更については、地方公務員等共済組合法第 1 0 条第 2 項の規定により、令和 4 年 1 1 月 3 0 日付で下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長職務執行者 角 田 悠 紀

記

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 18 条の 5 の見出しを「(令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者の報酬等)」に、同条中「令第 2 条第 5 号」を「令第 2 条第 1 項第

6号及び第7号」に改め、「3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたもの」に次に「とし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたもの」を加え、第2項として次の1項を加える。

2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～ 第18条の4 (略) (令第2条第5号に掲げる者の報酬) 第18条の5 令第2条第5号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたもの とする。 (新規) 第18条の6 ～ 第30条 (略)	第1条 ～ 第18条の4 (略) (令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等) 第18条の5 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの(同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。)を加えたものとする。 2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。 第18条の6 ～ 第30条 (略)	令和4年10月から短期組合員等となるパートタイム会計年度任用職員等の掛金・負担金の算定基礎となる報酬及び期末手当に相当するものを定めるもの

理 由 書

令和 4 年 10 月から本組合の短期組合員等となるパートタイム会計年度任用職員等の掛金・負担金等の算定基礎となる報酬及び期末手当に相当するものの範囲を定める必要があるため、運営規則の一部を変更するもの。

参 考

○運営規則の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	令和 4 年 10 月から本組合の短期組合員等となるパートタイム会計年度任用職員等の掛金・負担金等の算定基礎となる報酬及び期末手当に相当するものの範囲を定める必要があるため、運営規則の一部を変更するもの。
2 内 容	パートタイム会計年度任用職員等の掛金・負担金や給付の算定基礎となる標準報酬・標準期末手当等については、常勤職員が適用される地方自治法第 204 条（給料、手当及び旅費）の規定の適用を受けないことから、地共済法施行令の規定に基づき次のとおり定める。（第 18 条の 5） (1) 「給料及び報酬に含まれる手当に相当するもの」＝ （地方自治法第 203 条の 2 第 1 項の報酬）－（一部の手当）＋（通勤手当） (2) 「期末手当等に含まれる手当に相当するもの」＝ （地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当等）
3 施 行 期 日	公告の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

公告第 9 号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、令和 4 年 11 月 30 日付けで下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

令和 4 年 12 月 1 日

富山県市町村職員共済組合
理事長職務執行者 角 田 悠 紀

記

第 5 条第 1 項第 1 号中「給与で」を「ものとして」に、「掲げる給与」を「定めるもの」に改め、同号ハ中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号」に、「給与につき、地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与」を「報酬（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部を改正する規則

新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 案	備 考
（貸付金の限度額） 第5条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。 (1) 普通貸付 給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する<u>給与</u>で<u>次のイからニまでに掲げる組合員の区分</u>に応じ、当該イからニまでに<u>掲げる給与</u>をいう。以下同じ。）の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円） イ,ロ （略） ハ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）<u>第2条第5号</u>に掲げる者 その支給を受ける<u>給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与</u> ニ （略） (2) ～ (6) （略） 2 ～ 7 （略）	（貸付金の限度額） 第5条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。 (1) 普通貸付 給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する<u>ものとして</u>次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまでに<u>定めるもの</u>をいう。以下同じ。）の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円） イ,ロ （略） ハ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）<u>第2条第1項第6号及び第7号</u>に掲げる者 その支給を受ける<u>報酬（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第1項に規定する報酬をいう。）</u> ニ （略） (2) ～ (6) （略） 2 ～ 7 （略）	短期組合員等に支払われる報酬等に対応するため、貸付規則（準則）に合わせた文言修正及び政令改正の伴う引用条文の改正を行うもの

理 由 書

令和 4 年 10 月から本組合の短期組合員等となるパートタイム会計年度任用職員等が貸付事業を申込む際に必要となる貸付金の限度額算定の基礎となる報酬を規定する必要があるため、準則に準じ、貸付規則の一部を改正するもの。

参 考

○貸付規則の一部改正要綱

項 目	説 明
1 改正の目的	令和 4 年 10 月から本組合の短期組合員等となるパートタイム会計年度任用職員等が貸付事業を申込む際に必要となる貸付金の限度額算定の基礎となる報酬を規定する必要があるため、準則に準じ、貸付規則の一部を改正するもの。
2 内 容	パートタイム会計年度任用職員等は、常勤職員が適用される地方自治法第 204 条（給料、手当及び旅費）の規定ではなく、同法 203 条の 2（報酬、期末手当及び費用弁償）の規定が適用されることから、文言修正及び引用条文の整備を行うもの。（第 5 条） (1) 文言修正：給与 → 報酬 (2) 引用条文：地共済法施行令第 2 条第 5 号 → 第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号 地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表 → 地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬
3 施 行 期 日	公告の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

公告第10号

役員の退職について

本組合の役員であった下記の者は、令和4年11月30日任期満了により組合会議員の職を退職したことに伴い、地方公務員等共済組合法第14条第2項の規定により、役員の職を失ったので公告する。

なお、同法同条第3項の規定により、後任の役員が就職するまでの間は、引き続きその職務を行う。

令和4年12月 1日

富山県市町村職員共済組合
理事長職務執行者 角 田 悠 紀

記

役 職 名	氏 名	所属市町村名(職名)
理 事 長	角 田 悠 紀	高岡市（市長）
理 事 (理事長職務代理者)	笹 原 靖 直	朝日町（町長）
理 事	田 中 幹 夫	南砺市（市長）
理 事	朝 倉 健太郎	高岡市（主任）
理 事	荒 川 幸 一	富山市（副主幹）
理 事	中 西 嘉 尊	立山町（係長）
監 事	桜 井 森 夫	小矢部市（市長）
監 事	長 面 智 志	射水市（係長）